

確定申告はお早めに!

重要

平成29年度の市・県民税、平成28年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。必ず期限内の申告をお願いします。

受付期間 2月16日(土)～3月15日(土) (土日を除く) 9時～12時、13時～16時

問い合わせ 【市県民税】税務課 ☎ 64・6004
【所得税】小浜税務署 ☎ 52・1008

スケジュール

【市役所4階大会議室(大手町)会場】

受付期間	対象地区・区
2月16日(土)～22日(土)	小浜(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉)、西津(小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷)、内外海(仏谷/堅海/泊/田島を除く)、国富、宮川
2月23日(土)～3月1日(土)	小浜(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永、遠敷、今富
3月2日(土)～8日(土)	小浜(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、雲浜(千種/大手町/四谷町/一番町)、内外海(仏谷/堅海/泊/田島)、口名田、中名田、加斗
3月9日(土)～15日(土)	小浜(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜(城内/雲浜/山手/水取)、西津(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西)

【JA若狭本店(遠敷)会場】

受付日	対象地区
2月16日(土)	小浜、雲浜、西津、内外海
2月17日(日)	松永、宮川
2月21日(木)	国富
2月22日(金)	遠敷
2月23日(土)	今富
3月2日(土)	口名田、中名田
3月3日(日)	加斗

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間・期日にお越しください

※営業所得、農業所得、不動産所得のある人については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください

※医療費控除に必要な領収書は個人ごと、医療機関ごとに小計しておいてください

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人が、市県民税または所得税の確定申告をした場合は、申告が優先されます。そのため、確定申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除も申告してください

申告にはマイナンバーが必要です!

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、平成28年分以降の確定申告から、申告書等に申告者本人と扶養親族等のマイナンバーの記載と、申告者本人の本人確認書類の写しの添付が必要になります。

●マイナンバーの記載について

確定申告書等の提出の際には、申告者本人と対象となる控除対象配偶者等(控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者)のマイナンバーが分かるものを必ず持参してください。

●本人確認書類の写しの添付について

申告会場で申告者本人または代理人の人が申告される場合は、申告者本人の本人確認書類の写しの添付が必要です。

■マイナンバーカードを持っている人 → マイナンバーカードの写し

※マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

■マイナンバーカードを持っていない人 → 次の2点が必要

本人のマイナンバーを確認できる書類

- ・マイナンバー通知カード
- ・マイナンバーの記載がある住民票の写し
- などのうちいずれか1つ

記載したマイナンバーの持ち主であること確認できる書類

- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- などの写しのうちいずれか1つ

社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。

領収書などが手元にない人には、各担当課で証明書を発行します。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参してください。

※年金天引きされている人は、証明書を発行できません。年金の源泉徴収票を確認してください

■問い合わせ 国民健康保険税 = 税務課 ☎ 64・6004
後期高齢者医療保険料 = 市民福祉課 ☎ 64・6018
介護保険料 = 高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。

控除証明書は、平成28年11月上旬に対象者に送付されています。同年10月1日以降12月31日までに、その年初めて納めた人については、2月に送付される予定です。※市役所で証明書の発行はできません

■問い合わせ 日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9902

市県民税から住宅ローン控除

平成21年から28年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市県民税から控除できます。この制度の適用を受けるためには、確定申告または年末調整(初年度については税務署での確定申告)が必要になります。

※平成19・20年の入居者は所得税のみの対象となります

※控除期間が経過した場合は、対象となりません

公的年金などに係る確定申告

生命保険料、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります。所得税の確定申告が必要ない場合であっても、市県民税の申告が必要な場合があります。

介護予防・日常生活支援総合事業スタート

4月から

4月から、全国一律の基準で提供されている「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」と、「介護予防通所介護(デイサービス)」について、市独自の柔軟なサービスの提供が可能となる「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「総合事業」)に移行します。総合事業の実施で変わることや、利用までの流れなどについてお知らせします。

■問い合わせ 高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6014

総合事業の実施で変わる点

●市独自の多様なサービスを提供

総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした事業で、介護保険の認定を受けていなくても、一人一人の生活に合わせてサービスを利用することができます。

●「基本チェックリスト」で迅速にサービスを提供

これまでの要介護・要支援申請による認定審査に加えて、新たに「基本チェックリスト」による判定が制度化され、総合事業のみのサービスを必要とする人は、迅速にサービスを利用することができます。

※介護予防訪問介護(ホームヘルプ)と介護予防通所介護(デイサービス)以外のサービスは、引き続き従来の介護予防サービスとして利用できます。

基本チェックリストとは…?

基本チェックリストは、30項目で構成された生活状況等についての簡易な質問です。「はい」、「いいえ」で答えてもらい、運動機能の低下や、閉じこもり、認知機能の低下などの確認を行います。この結果で総合事業の対象に該当するかどうかを判定します。

利用できるサービス

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた人や、市が行う「基本チェックリスト」により、生活機能の低下が見られた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス**
- ・ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
 - ・地域住民やボランティアによる生活援助
 - ・保健師などによる健康に関する短期的指導
- 通所型サービス**
- ・通所介護施設で日常生活上の支援や生活機能向上の体操や筋力トレーニング
 - ・保健・医療専門職の生活機能改善などの短期的指導
- 介護予防ケアマネジメント**
- ・適切なサービス提供のためのケアプランを作成

一般介護予防事業

- 介護予防把握事業**
- ・本人、家族等からの相談や関係者からの情報を活用し支援を必要とする人を把握して、介護予防活動につなぐ
- 介護予防普及啓発事業**
- ・運動機能向上、認知症予防、閉じこもり予防等の教室(元気アップ教室、元気ハツラツ教室など)を開催
- 地域介護予防活動支援事業**
- ・ふれあいサロンのリーダーやサポーターの育成と、ふれあいサロンの実施
- 地域リハビリテーション活動支援事業**
- ・地域ケア会議や住民運営のの通りの場等にリハビリテーション専門職を派遣して介護予防の取り組みを支援

利用までの流れ

